

「ローマ字使用の在り方」に関する審議経過

(令和6年12月10日 文化審議会国語分科会)

はじめに

本年5月、文部科学大臣から文化審議会に対し、「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」の諮問（以下「諮問」という。）が行われた。諮問は、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、これからの時代におけるローマ字表記や使用の在り方について、審議を求めるものである。

この諮問に先立ち、文化審議会国語分科会（以下「分科会」という。）においては、令和3年5月から今後取り組むべき課題の整理を行う中で、ローマ字のつづり方に関する検討が必要になっていることを指摘していた。分科会の下に設置された国語課題小委員会において、令和4年9月から、ローマ字のつづり方に関する検討を開始するとともに、令和5年3月には、分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題」において、「ローマ字のつづり方に関する検討」を取り上げ、更に具体的な検討を進めてきた（この間の経緯は、参考資料「(3) 審議経過」を参照。）。

これら分科会の検討内容を踏まえて行われた諮問に基づき、本年6月に分科会は、ローマ字小委員会を設置し、諮問が示す課題に沿って一層審議を深めてきたところである。この度、「ローマ字使用の在り方」に関する審議経過」として、以下に示すとおり、現時点におけるこれまでの議論を整理した。

1 ローマ字使用の現状と課題

現在、ローマ字使用の在り方に関しては、以下のような課題が生じている。

「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第1号。以下「現行内閣告示」という。）では、その第1表に示された訓令式のつづり方を原則とするものではあるが、訓令式は、これまで必ずしも一般の社会生活において十分に定着せず、他方で、パスポートや道路標識、各種案内表示等に見られるとおり、第2表に掲げるヘボン式が社会的に多く採用されているという実態がある。

また、ローマ字の表記には、現行内閣告示とは異なる様々な慣用が見られる。ヘボン式には内閣告示が掲げていない慣用があり、分野によってはそれらをルールとして採用している場合がある。加えて、特に英語の表記の影響によって、長音符号を伴わない表記が広がっている。長音であるかどうかを判断できない表記による語が、国際的に普及し、定着しているといった例も少なくない。

なお、明治から昭和 20 年代までのローマ字つづりに関する議論は、現行内閣告示も含め、日本語の表記において、漢字仮名交じり文の代わりにローマ字を用いることを想定したものであった。しかし、現在において、文、文章レベルの日本語をローマ字で書き表す習慣が定着しているとは言い難く、ローマ字は、主に名詞、特に地名や駅名、氏名など固有名詞を中心に書き表すものとなっている。

2 諮問が示した検討課題の整理

諮問は、上記のようなローマ字使用の現状を踏まえ、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、次の3点を主な検討課題として提示している。

(1) 将来に向けてローマ字つづりを安定させること

現状の社会生活においては、同じ音に対して幾つかのローマ字つづりが使用されている。これらを整理し、どのようなつづりが分かりやすく、かつ実際に使われるものとなるのか、また、日本語の基本的な音韻に過不足なく対応しているか等を踏まえた上で、将来に向け、できるだけ統一的な考え方を示すよう検討する。

(2) 国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとする

例えば、外国語の書き方の影響や情報機器での使用が容易でないことなどから、長音符号を使わないローマ字表記が広がってきた。音の長短によって語を判別することがある日本語において、伸ばす音であるかどうかの区別ができないつづりは、表記としての機能を十分に果たせていないとも考えられる。これらの解決に資するローマ字表記の在り方を検討する。

(3) 各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること

例えば「judo」「matcha」のように、英語に準じたとも言える日本語のローマ

字表記が国際社会で広く用いられるようになり、国内にもその影響が及んでいる。このような各分野における慣用をよく整理し、国語の表記との関係においてどのように位置付けるかを検討する。

上記の検討課題に対し、分科会は、現時点において、次のように整理を行ったところである。

(1) 「将来に向けてローマ字つづりを安定させること」について

一般の社会生活において、国内・国外を問わず、広くその使用が定着しているヘボン式に基づく表記を採用する。

(2) 「国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとする事」について

日本語における長音の有無は、語の判別に関わるものである。しかし、昨今のローマ字表記においては、長音符号を伴わないことが少なくないため、長音であるのか、そうではないのか、不明瞭な場合が多く見られる。このため、長音の表記法について、改めて検討することとした。詳細は後掲のとおりであるが、概略は次のとおりである。

長音で発音される語は、歴史的経緯と社会の実態を踏まえ、これまでと同様に母音字に長音符号を付して表すこととするほか、長音符号を伴わないで表記する場合には、長音であることが表記上明確となるように、母音字を並べて書き表す方法も示した。母音字を並べる場合には、現代仮名遣いと同様の書き表し方を用いることとする。

(3) 「各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること」について

ローマ字については、例えば「judo」「tempura」「matcha」のように、英語に準じたとも言える表記が国際社会で広く用いられるなど、各分野で様々な慣用が見られる。ローマ字使用の在り方については、できるだけ統一的な考え方を示すことを重視する一方で、現状に混乱を来したり、不要な経済的負担が生じたりすることのないようにすることが大切である。このため、現行内閣告示の施行以来、70年にわたり、各分野で定着してきた慣用については、これらを尊重し、直ちに表記の変更を求めるものではないとした。当該表記の所管部署等において、本つづり方や対外関係等これまでの慣行を踏まえ、適切に対応するものとしている。

ただし、揺れの少ない表記が望ましいことは言うまでもない。今後、各分野におけるローマ字使用の在り方について再検討される場合には、以下に示す考え方が参考にされるよう望むものである。

3 「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理」の考え方

上記2を踏まえ、現行内閣告示の改定を視野に入れて、別添のとおり、「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理（案）」（以下「整理」という。）を作成した。整理についての考え方は、以下のとおりである。

（1）「よりどころ」としてのローマ字のつづり方

整理の「1」は、改定しようとするローマ字のつづり方（案）（本稿において「本つづり方」という。）の構成について、現行内閣告示を踏まえたものとするを示した（前書き、表及び添え書きから構成されること。）。

また、「2」は、「本つづり方は、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示したもの」としている。この趣旨は、本つづり方が、ローマ字の使用に際して、強制的、制限的なものではなく、ローマ字を用いて国語を書き表す際に参照される性格のものであることを意味するものである。

（2）はねる音（撥音）、つまる音（促音）の扱い

整理の「3」及び「4」においては、本つづり方における撥音及び促音の扱いを示した。これは、現行内閣告示と同じ方法を採用するものである。撥音においては、ヘボン式の慣用として使用されることのある「b, m, p」の前の撥音を「m」とする方法を採らず、統一的に「n」を用いることとしている。また、促音においては、ヘボン式の慣用として使用されることのある「ch」の前の促音を「t」を用いて表す方法を採らず、統一的に子音を重ねて表すこととしている。

（3）長音の扱い

整理の「5」においては、本つづり方における長音の扱いを示した。前述のとおり、長音で発音される語は、これまでと同様に母音字に長音符号を付して表すこととするほか、長音符号を伴わないで表記する場合には、母音字を並べて書き表してもよいこととした。母音字を並べる場合には、現代仮名遣いと同様の書き表し方を用いることとしている。なお、母音字を並べる方法に関して、現行内閣告示では大文字の場合のみ対象とされていたが、本つづり方では、大文字・小文字にかかわらず、その対象としている。

符号を付す場合の長音表記は、実際の音声に近づけようとする「転写（ある言語の音を反映した文字体系とすること）」的な考え方に基づくこととなる。一方、符号を付さな

い場合に仮名遣いと同様の書き表し方とすることは、「翻字（ある文字体系を別の文字体系に置き換えること）」的な考え方による。これは、符号を用いるか用いないかによって、よって立つ考え方が異なることになるとも言えるが、長音を正確に示すという重要性に照らし、分かりやすく迷うことのない表記とすることを優先し、翻字的な方法を導入しようとするものである。その際、これまで、イ列及びエ列の長音で発音されることがある語に関して、広く仮名遣いと同様の表記が用いられてきたこと、また、情報機器への入力方法と親和性があることなども考慮された。

なお、イ列の「新盆（にいぼん）」などの長音と、エ列の長音として発音されることのある「時計（とけい）」「平成（へいせい）」のような語については、それぞれ「ii」「ei」のように、母音字を重ねる書き方をする慣用が定着していることから、これを原則とする方向を示すこととする。ただし、一部においては、長音符号を付す書き表し方も見られるため、実際の発音に近く表すことが必要な場合に用いる方法として、長音符号を付す書き方を括弧に入れて示した。

（４）外来語にのみ用いられる音等の扱い

整理の「7」においては、外来語や各地域の言葉にのみ用いられる音の扱いについて示した。現行内閣告示において、「特殊音の書き表し方は自由とする」とされているとおり、外来語にのみ用いられる音等については、分野ごとに様々な考え方で表記されている。また、実際には、ローマ字で表記する際にも、外来語部分には原語のつづりをそのまま用いることが多い。

このように、本論点は、事柄の性格上、一意に定めることが容易ではなく、また外来語の表記との関係など、将来に向けた検討課題を含んでいるため、本つづり方においては、統一的な扱いを示すことは控えることとした。今後、別途、参考となる事例等とともに説明を付すことを検討する。

（５）ローマ字で文を書き表すときの留意点

整理の「10」においては、ローマ字で文を書き表すときの留意点を示した。本つづり方は、名詞など語のレベルにおけるローマ字使用を中心に検討したものであるが、文を書く場合に必要となる方法のうち、重要なものを取り上げている。このうち、区切り符号の使い方と、助詞の書き表し方は、これまで慣用として定着してきたものであるが、改めてその趣旨を明示したものである。

(6) 各分野で定着してきた表記、個人名・団体名等の扱い

整理の「11」においては、実質的な国際共通語であると考えられる英語をはじめ、外国語に基づいて国際的に通用している表記や、先に述べた撥音に「m」、促音に「t」を用いるものなど、これまで各分野で定着してきた表記について述べている。これらについては、現状に混乱を来したり、不要な経済的負担を生じたりすることのないよう、直ちに表記の変更を求めるものではなく、当該表記の所管部署等において、本つづり方や対外関係等これまでの慣行を踏まえ適切に対応するものとすることを示した。また、個人の姓名、団体名等を書き表す場合にも、当事者の意思を尊重するよう配慮することとしている。

なお、前述したとおり、今後、各分野において、新たにローマ字使用の在り方を検討する際には、特に長音であるかどうかを示す必要がある場合など、本つづり方が参考とされることを望むものである。

(7) これまで行われてきた他のローマ字のつづり方との対照

整理の「12」は、本つづり方とこれまで行われてきた他のローマ字のつづり方との対照を、参考として示すことについて述べている。表に示したとおり、本つづり方は、ヘボン式に基づく表記を採用している。他方、これまで行われてきた訓令式、日本式のつづり方に関しては、それぞれの意義や用途があり、また、情報機器への入力の際に参照される部分があることから、今後、別途、本つづり方には、本つづり方とその他のつづり方とを対照するための資料を参考として付すことを検討する。

4 表について

(1) 表の考え方

表については、ヘボン式に基づくつづり方を反映させ、分かりやすく一つにした。

(2) 対応する片仮名を付すことについて

現行内閣告示に掲げる表は、ローマ字のつづりのみを示しているが、本つづり方の表においては、対応する片仮名を付すこととした。これは、各つづりに対応する音を示すことを目的としており、分かりやすさに配慮したものである。

(3) 撥音を表内に示すことについて

本つづり方においては、従来どおり、撥音を「n」で表すこととしている。撥音は特殊拍の一つとされ、本来は促音や長音と同様に扱うべきものであるが、仮名の「ん・ン」と対応することから、分かりやすさを重視し、便宜的に表に入れ、直音、拗音ようとは別枠で示すこととした。

5 その他

(1) 学校教育におけるローマ字指導

本つづり方は、一般の社会生活におけるローマ字使用について示すものであるが、学校教育においても指導のよりどころとして、本つづり方の趣旨、内容が考慮されることが望ましい。ただし、情報機器との関係について、留意する必要がある。

(2) 情報機器との関係

情報機器によってローマ字を書き表す場合には、特に長音符号等の使用に関し、使いやすさが課題となることがある。本つづり方の考え方と情報機器の技術的な実装の状況との関係について、今後も十分に考慮する必要がある。

なお、情報機器を使用する際に、ローマ字の仕組みを用いて日本語の漢字仮名交じり文を書く、いわゆる「ローマ字入力」が広く定着しているが、本つづり方は、現在行われているローマ字入力の方法に、何ら変更を求めるものではない。

ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理（案）

ローマ字のつづり方に関しては、これまでの審議において、以下に示すとおり、表記の方法、留意点等を整理したところであり、今後、その在り方の検討を深めていくこととする。

- 1 改定しようとするローマ字のつづり方（案）（以下「本つづり方」という。）は、現行の内閣告示（昭和 29 年内閣告示第 1 号）を踏まえた構成（「前書き」「表」「添え書き」）とする。
- 2 本つづり方は、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示したもので、具体的には、表及び以下に示すとおりである。
- 3 はねる音（撥音）「ン」は、例に示すように n と書くこととする。
〔例〕 kanpai 乾杯 anman あんまん shinbun 新聞 Ginza 銀座
- 4 つまる音（促音）は、例に示すように最初の子音字を重ねて表すこととする。
〔例〕 zasshi 雑誌 nicchoku 日直 ippon 一本
- 5 長音で発音される語は、例に示すように、母音字の上に符号（「^ˉ」）を付けて表すほか、母音字を並べてもよいこととする。また、母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いることとする。

〔例〕 (1) 符号を付けて表す場合

ア列 kāsān 母さん mā まあ〈感動詞〉
 (イ列 ojīsan おじいさん nībon 新盆)
 ウ列 jūgoya 十五夜 Kyūshū 九州
 エ列 nēsan 姉さん hē へえ〈感動詞〉
 (tokēdai 時計台 tēen 庭園 Hēsē 平成)
 オ列 Ōedo 大江戸 ōkami オオカミ
 Tōhoku 東北 Bōsō 房総
 kōridōfu 凍り豆腐 ōtōge 大峠

(2) 母音字を並べて書く場合

ア列 kaasan 母さん maa まあ〈感動詞〉
 イ列 ojiisan おじいさん niibon 新盆
 ウ列 juugoya 十五夜 Kyuushuu 九州
 エ列 neesan 姉さん hee へえ〈感動詞〉
 tokeidai 時計台 teien 庭園 Heisei 平成
 オ列 Ooedo 大江戸 ookami オオカミ
 Touhoku 東北 Bousou 房総
 kooridoufu 凍り豆腐 Ootouge 大峠

ただし、上記(1)において、()に入れて示したイ列又はエ列の2行目に挙げたようなものは、これまでの慣用を踏まえ、「ii」又は「ei」のように、母音字を並べて書く方法が原則であるという方向を示すこととする。

6 はねる音を表すnと次の母音字又はyとを切り離す必要がある場合など、音の切れ目を表すためには、例に示すように「'」を用いることとする。

〔例〕 Ken'ōdō 圏央道 hon'ya 本屋
oo'oji 大伯(叔)父

7 外来語にのみ用いられる音等については、様々な表し方があるため、将来に向けた検討課題となるが、現時点では、参考となる考え方を示すなどの対応を検討することとする。

8 固有名詞は、語頭を大文字で書くこととする。

9 複数の語等によって構成される語を分けて書く場合には、例に示すように「-」を用いて書くこととする。

〔例〕 kun-yomi 訓読み Kutani-yaki 九谷焼 Meiji-dōri 明治通り

10 ローマ字文を書くときのために、例に示すような留意点を示すこととする。

〔例〕・書き始めの語頭は大文字で書く。

・区切り符号には、コンマ（「,」）とピリオド（「.」）を用いる。

・助詞の「～は」、「～へ」、「～を」は、それぞれ「～wa」、「～e」、「～o」と書く。

11 例に示すような外国語に基づいて国際的に通用している表記その他のこれまで各分野で定着してきた表記については、現状に混乱を来したり、不要な経済的負担を生じたりすることのないよう、直ちに表記の変更を求めるものではなく、当該表記の所管部署等において、本つづり方や対外関係等これまでの慣行を踏まえ適切に対応するものとする。また、個人の姓名、団体名等を書き表す場合については、当事者の意思を尊重するよう配慮することとする。

〔例〕 Tokyo 東京 tofu 豆腐 judo 柔道
Shimbashi 新橋 samma サンマ tempura 天ぷら
Kutchan 倶知安 matcha 抹茶

12 ローマ字のつづり方に関しては、これまで幾つかの方法で行われてきたところであり、国語を理解する上では、表に取り上げたつづり方以外の方法にも意義や用途があるため、参考として、表に取り上げたつづり方とこれまで行われてきたつづり方との対照を示すこととする。

※ 個々の表現や例示については、現時点におけるものであり、引き続き検討する。

また、長音符号については、社会実態を踏まえつつ、利便性や情報機器等における技術的な実装状況に照らし、その在り方の検討を行う。その際、利用環境を踏まえた方法の変更についての考慮が必要である。

表 (案)

ア a	イ i	ウ u	エ e	オ o				
カ ka	キ ki	ク ku	ケ ke	コ ko	キャ kya	キュ kyu	キョ kyo	
サ sa	シ shi	ス su	セ se	ソ so	シャ sha	シュ shu	ショ sho	
タ ta	チ chi	ツ tsu	テ te	ト to	チャ cha	チュ chu	チョ cho	
ナ na	ニ ni	ヌ nu	ネ ne	ノ no	ニャ nya	ニュ nyu	ニョ nyo	
ハ ha	ヒ hi	フ fu	ヘ he	ホ ho	ヒャ hya	ヒュ hyu	ヒョ hyo	
マ ma	ミ mi	ム mu	メ me	モ mo	ミャ mya	ミュ myu	ミョ myo	
ヤ ya		ユ yu		ヨ yo				
ラ ra	リ ri	ル ru	レ re	ロ ro	リャ rya	リュ ryu	リョ ryo	
ワ wa				(ワ) o				
ガ ga	ギ gi	グ gu	ゲ ge	ゴ go	ギャ gya	ギュ gyu	ギョ gyo	
ザ za	ジ ji	ズ zu	ゼ ze	ゾ zo	ジャ ja	ジュ ju	ジョ jo	
ダ da	(ヂ) ji	(ヅ) zu	デ de	ド do	(チャ) ja	(チュ) ju	(チョ) jo	
バ ba	ビ bi	ブ bu	ベ be	ボ bo	ビャ bya	ビュ byu	ビョ byo	
パ pa	ピ pi	プ pu	ペ pe	ポ po	ピャ pya	ピュ pyu	ピョ pyo	
				ン n				

※ () は、別の仮名に対応する音と同じ発音をするため、ローマ字においては使い分けをしないものである。

(1) 訓令式、ヘボン式、日本式について

これまで主に用いられてきたローマ字のつづり方には、一般に、「訓令式」、「ヘボン式(標準式ともいう。）」、「日本式」と呼ばれてきたものがある。ここでは、本審議経過における各つづり方の扱いについて整理する。

「訓令式」とするのは、現行内閣告示の第1表に示されたつづり方である。これは、昭和12年内閣訓令第3号「国語ノローマ字綴方統一ノ件」に示されたつづりによるため「訓令式」と呼ばれてきた。

また、「ヘボン式」とするのは、江戸末期から明治のはじめにかけてJ. C. ヘボン (James Curtis Hepburn) によって整理されたローマ字の表記に基づいたつづり方の全般をいうものである。現行内閣告示の第2表の上から5行には、ヘボン式のつづり方のうち第1表と異なるものが示されている。ただし、一般にヘボン式と呼ばれることのあるつづり方には、使用者によって部分的な異同が見られ、一つに定まっているものではないことに留意する必要がある。

なお、「日本式」とするのは、明治10年代後半に、田中館愛橘らによって、日本語の音韻に基づき五十音図に近い規則的なつづり方として考案されたものである。このつづり方は、その大部分が昭和12年の内閣訓令に採用されたが、元々は四つ仮名に対応する音(「zi」と「di」、「zu」と「du) や、「o」と「wo) の書き分けなどを含む内容であった。現行内閣告示の第2表の下から4行には、日本式のつづり方のうち第1表に入らなかったものが示されている。

(2) 文部科学大臣諮問

6 文 庁 第 6 1 5 号
令和6年諮問第37号

文 化 審 議 会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

これからの時代におけるローマ字使用の在り方について

令和6年5月14日

文 部 科 学 大 臣

盛 山 正 仁

(理由)

国語は、我が国の文化や社会の基盤をなすことから、いたずらにこれを改めようとすべきものではありません。一方で、将来にわたり国語を用いた円滑なコミュニケーションが行われるよう、社会の実態を踏まえ、時代に応じた整理が必要となる場合があります。

ローマ字による表記は、平仮名、片仮名、漢字による表記とともに、国語の中で欠かせない位置を占めてきました。国語施策としては、昭和29年に「ローマ字のつづり方」が内閣告示として実施され、社会生活や学校教育のよりどころとされています。

その実施から70年ほどを経た今、内閣告示が現在の社会の実態を十分に反映しているかどうか検証し、時代に応じた整理に向けて具体的に検討すべき段階にあると考えられます。

内閣告示の時点においては、国民がローマ字を用いて国語の文や文章をつづることを想定していました。しかし、現在のローマ字は、地名や駅名、店名などを示したり、海外に向けて人名や社名を伝えたりなど、多くの場合固有名詞を中心とした単語の表示に使われています。その主な使用目的は、日本語を母語としない人たちへの配慮や、国際社会への情報伝達のためであるとも言えるでしょう。

また、内閣告示において「一般に国語を書き表す場合」に用いることとしてきた訓令式のつづりは、十分に定着したとは言えない状況です。例えばパスポートや道路標識、各種案内表示などで、法令等に基づきヘボン式が採用されています。

ほかにも、情報機器に対して用いられるローマ字入力のように、内閣告示の時点には想定されなかった習慣も定着しており、ローマ字の使用に変化をもたらしている可能性があります。こうしたローマ字使用の現状は、学校教育におけるローマ字の扱いや各分野のローマ字表記の在り方に影響を及ぼしていると考えられます。

このような経緯を考慮しつつ、文化審議会国語分科会におけるこれまでの御議論を踏まえてローマ字をめぐる検討課題を整理すると、主に次のような点が挙げられます。

1 将来に向けてローマ字つづりを安定させること

現状の社会生活においては、同じ音に対して幾つかのローマ字つづりが使用されている。これらを整理し、どのようなつづりが分かりやすく、かつ実際に使われるものとなるのか、また、日本語の基本的な音韻に過不足なく対応しているか等を踏まえた上で、将来に向け、できるだけ統一的な考え方を示すよう検討する。

2 国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとすること

例えば、外国語の書き方の影響や情報機器での使用が容易でないことなどから、長音符号を使わないローマ字表記が広がってきた。音の長短によって語を判別することがある日本語において、伸ばす音であるかどうかの区別ができなかつづりは、表記としての機能を十分に果たせていないとも考えられる。これらの解決に資するローマ字表記の在り方を検討する。

3 各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること

例えば「judo」「matcha」のように、英語に準じたとも言える日本語のローマ字表記が国際社会で広く用いられるようになり、国内にもその影響が及んでいる。このような各分野における慣用をよく整理し、国語の表記との関係においてどのように位置付けるかを検討する。

以上の点を中心に、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、これからの時代におけるローマ字表記や使用の在り方について、幅広い視野から率直に御審議くださるようお願いいたします。

(3) 委員名簿

文化審議会国語分科会委員名簿

(敬称略・五十音順 ◎分科会長 ○副会長)

- 相 澤 彰 子 (61) 情報・システム研究機構国立情報学研究所教授、副所長
石 川 慎一郎 (54) 神戸大学教授
植 木 朝 子 (57) 同志社大学文学部教授
大 島 中 正 (62) 同志社女子大学教授、元日本ローマ字会代表理事
神 永 曉 (67) 元小学館辞典編集部編集長
川 口 敦 子 (49) 三重大学人文学部教授
川 瀬 眞由美 (61) 株式会社テレビ朝日アスク取締役
川 辺 章 絵 (52) 江東区立毛利小学校校長
木 村 一 (52) 東洋大学教授
齊 藤 美 野 (43) 順天堂大学国際教養学部准教授
斎 藤 純 男 (66) 拓殖大学外国語学部教授
滝 浦 真 人 (62) 放送大学教授
武 田 京 (59) 一般社団法人日本書籍出版協会国語問題委員会副委員長、
株式会社三省堂出版局辞書出版部次長
棚 橋 尚 子 (64) 奈良教育大学国語教育講座教授
常 盤 智 子 (56) 白百合女子大学教授
中 江 有 里 (50) 俳優、作家、歌手
長 岡 由 記 (43) 滋賀大学教育学部准教授
成 川 祐 一 (61) 共同通信社用語委員長
古 田 徹 也 (44) 東京大学大学院人文社会系研究科准教授
前 川 喜久雄 (67) 国立国語研究所所長
前 田 直 子 (59) 学習院大学文学部教授
村 上 政 彦 (65) 公益社団法人日本文藝家協会常務理事、作家
◎森 山 卓 郎 (64) 早稲田大学文学学術院教授
山 本 真 吾 (62) 東京女子大学現代教養学部教授
山 本 玲 子 (59) 京都外国語大学・短期大学キャリア英語科教授

ローマ字小委員会委員名簿

(敬称略・五十音順 ◎主査 ○副主査)

- 大 島 中 正 (62) 同志社女子大学教授、元日本ローマ字会代表理事
- 川 口 敦 子 (49) 三重大学人文学部教授
- 川 瀬 眞由美 (61) 株式会社テレビ朝日アスク取締役
- 川 辺 章 絵 (52) 江東区立毛利小学校校長
- 木 村 一 (52) 東洋大学教授
- 斎 藤 純 男 (66) 拓殖大学外国語学部教授
- 滝 浦 眞 人 (62) 放送大学教授
- 棚 橋 尚 子 (64) 奈良教育大学国語教育講座教授
- 常 盤 智 子 (56) 白百合女子大学教授
- 中 江 有 里 (50) 俳優、作家、歌手
- 長 岡 由 記 (43) 滋賀大学教育学部准教授
- 成 川 祐 一 (61) 共同通信社用語委員長
- 古 田 徹 也 (44) 東京大学大学院人文社会系研究科准教授
- 前 田 直 子 (59) 学習院大学文学部教授
- 村 上 政 彦 (65) 公益社団法人日本文藝家協会常務理事、作家
- ◎森 山 卓 郎 (64) 早稲田大学文学学術院教授
- 山 本 眞 吾 (62) 東京女子大学現代教養学部教授
- 山 本 玲 子 (59) 京都外国語大学・短期大学キャリア英語科教授

(4) 審議経過

ローマ字使用の在り方に関するこれまでの審議経過は次のとおり。ローマ字のつづり方に関する意見交換や説明等が行われたものを示した。(令和6年12月10日現在)

文化審議会 1回

令和6年5月14日(第95回)

「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」の諮問

国語分科会 計7回

令和4年3月8日(第80回)

「国語に関するコミュニケーション上の課題(国語課題小委員会における審議経過の整理)」の検討

令和5年3月10日(第83回)

「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」の検討

令和5年5月31日(第84回)

国語分科会長の選出、今期の検討課題について

令和5年9月29日(第85回)

「国語課題小委員会におけるローマ字のつづり方に関する委員の意見」の検討

令和6年3月11日(第86回)

「国語課題に関する今期の審議経過のまとめ」の検討

令和6年6月3日(第87回)

国語分科会長の選出、今期の検討課題(諮問の確認)について

令和6年12月10日(第88回)

「ローマ字使用の在り方」に関する審議経過」の検討

文化審議会国語分科会国語課題小委員会 計17回

令和3年6月8日(第43回)

委員アンケートの整理(ローマ字に関する課題)

令和3年9月17日(第45回)

ローマ字に関する施策の経緯と現状

令和4年2月21日(第49回)

「国語に関するコミュニケーション上の課題(審議経過の整理)(案)」の検討

令和4年6月17日(第51回)

学校教育におけるローマ字の扱い 政府におけるローマ字関係の動き

令和4年7月19日(第52回)

ローマ字の検討と学校教育との関係等

令和4年9月9日(第53回)

茅島篤氏、岩瀬順一氏(日本のローマ字社)からのヒアリング

令和4年10月21日（第54回）

ペート・バックハウス氏（早稲田大学）からのヒアリング

令和4年12月23日（第55回）

長岡由記氏（滋賀大学）からのヒアリング

令和5年1月24日（第56回）

国語分科会で今後取り組むべき課題（素案）の検討

令和5年2月17日（第57回）

国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）（案）の検討

令和5年5月31日（第58回）

主査・副主査の選出、今期の検討課題の確認

令和5年6月30日（第59回）

山本玲子委員からのヒアリング

令和5年7月21日（第60回）

斎藤純男委員からのヒアリング

令和5年9月11日（第61回）

各方面で行われている施策におけるローマ字の扱いについて

令和5年11月24日（第62回）

国語に関する世論調査の結果について

長音の表し方について

令和6年1月23日（第63回）

今期における審議経過のまとめ（素案）について

令和6年2月15日（第64回）

今期における審議経過のまとめ（案）について

ローマ字小委員会 計4回

令和6年6月14日（第1回）

主査・副主査の選出、今期の検討課題の確認

令和6年7月29日（第2回）

「将来に向けてローマ字つづりを安定させること」についての検討

令和6年8月29日（第3回）

「国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとすること」についての検討

令和6年9月20日（第4回）

「各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること」についての検討

ローマ字に関する意見交換会（主査打合せ会） 計7回

令和5年8月21日（第1回）

今後の検討の進め方について

令和5年10月20日（第2回）

学校教育との関係について

令和5年12月15日（第3回）

改定の考え方について

令和6年2月5日（第4回）

内閣告示の考え方について

令和6年7月9日（第5回）

長音の表し方について

令和6年8月5日（第6回）

各分野における慣用の整理について

令和6年9月10日（第7回）

表の在り方について